

農業ひろさき

2023年9月1日 (第211号)

(令和5年9月1日)

編集と発行：弘前市農業委員会

弘前市大字上白銀町1-1 前川本館3階 電話0172-40-7104



地域農業の将来へ！みんなで作ろう！地域計画！ 農業経営意向調査へのご協力をお願いします

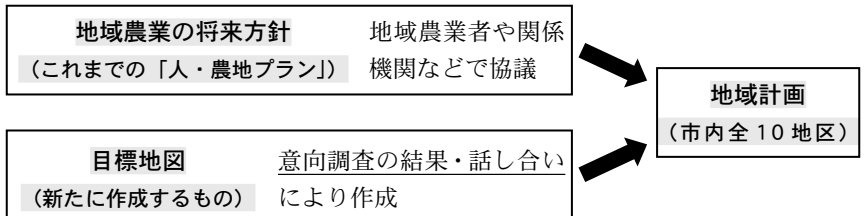
9月に、市内（市街化区域を除く）で農業を経営又は農地を所有・利用されている方へ、今後の意向を確認する調査票を送付します。

地域計画策定の背景

現在、農業者の高齢化、後継者不足等による担い手の減少や遊休農地の増加が進行しています。そのため、今後、地域の担い手への農地の集積・集約化に向けた取組がますます重要になってきます。

このような中、農業経営基盤強化促進法が改正され、これまでの「人・農地プラン」に代わって令和6年度末までに「地域計画」※を策定することとなりました。

※目指すべき将来の農地利用の姿を明確にするため、地域農業の将来方針や、一筆ごとの10年後の農地利用の姿を描いた地図（目標地図）を定めます。



目標地図のイメージ

(アルファベットは耕作者名)

○現況地図

A	B	F	A	E
B	E	D	B	C
B	D	B	C	B
B	A	D	B	C
F	A	A	E	C

○目標地図（10年後）

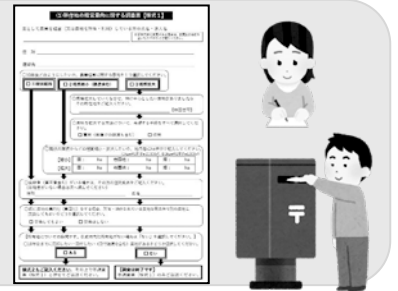
B	B	B	B	B
B	B	B	B	B
D	D	D	C	C
D	A	A	C	C
A	A	A	C	C

※目標地図は10年後を見据えた目標のイメージを可視化するもので、農地の権利関係に強制力を持つものではありません。

農業経営意向調査について

本調査は「目標地図」を作成する上で今後の意向を確認するための非常に重要な調査です。調査は郵送で行いますので、調査票が届いた方はご回答をお願いします。

なお、意向調査へのご回答がなく「目標地図」で将来の耕作者として位置づけられない場合、農業関係の補助制度・資金制度の活用ができなくなる場合がありますのでご注意ください。



誰が農地を引き継ぐのかということ地域で共有し、一人ひとりが自分事として行動することが大切です。
地域農業の将来のために、意向調査へのご理解・ご協力をお願いします。

■問い合わせ先 ・意向調査に関すること：農業委員会事務局農地利用促進係（市役所前川本館3階）☎40-0461
・その他地域計画に関すること：農政課農地支援係（市役所前川本館3階）☎40-0656

市長へ要望



要望書を手渡す成田会長(右)

市農業委員会では、8月4日に成田繁則会長ほか運営委員が、りんご放任園解消対策事業の拡充について、櫻田宏市長に要請を行いました。

市長からは、「市としては放任園処理のための、県事業の財源の確保を県へ働きかけるとともに、農業委員会の協力も得ながら、関係団体と連携し、解消に努めてまいります。」との回答がありました。

大雨災害に関する義援金

「WANDO no RINGO」プロジェクトより、6月29日に、令和4年8月の大雨災害で被災されたりんご生産者への支援として191,095円が寄附されました。

同プロジェクトは、日本のプロバスケットボールチーム「青森ワッツ」に所属されていた阿保直樹アシスタントコーチ(2023-24シーズンより「香川ファイブアローズ」へ移籍)と、「青森ワッツ」、「HACHINOHE DIME」に所属されている寺嶋基之介選手によるもので、大雨災害の復興ボランティアに参加したことをきっかけに、令和4年12月から令和5年5月までの半年間、チャリティーTシャツの販売を実施し、利益分が寄附されました。

市では、被災されたりんご生産者の支援事業に活用する予定です。

阿保アシスタントコーチ(左)と寺嶋選手(右)



令和5年度 中弘地区農業委員会大会

7月31日、中弘地区農業委員会連絡協議会(会長:成田繁則弘前市農業委員会会長)は、令和5年度中弘地区農業委員会大会を市内ホテルで開催しました。

地区を構成する弘前市・西目屋村の農業委員・農地利用最適化推進委員が一堂に会し、農政課題解決のために提案された3件の要望議案が、いずれも満場一致で可決されました。



大会の様子

- ①青森県果樹放任園発生防止等対策事業の拡充に関する要望
放任園処理に係る県補助金単価を見直し、放任園解消の促進を図ること。
- ②農業用肥料等価格高騰に対する支援の要望
肥料価格高騰対策事業の条件緩和と、支援の充実を図ること。
- ③目標地図素案作成及び地域計画の実現に係る制度の充実に関する要望
地域計画の策定等に必要経費等について自治体負担の軽減、及び地域計画実現に向けた支援の充実を図ること。



議案説明の様子



表彰を受ける委員及び職員(中央)

また、大会ではこれまでの農業委員会活動に尽力され、通算3期以上の在職期間となる2名の農業委員が農政功労表彰を、勤続5年以上の事務局職員が永年勤続職員表彰を受賞しました。

中弘地区農業委員会連絡協議会要請活動 《要望書の提出》

8月4日、中弘地区農業委員会連絡協議会の役員8名が、7月31日に中弘地区農業委員会大会で可決された3件の要望事項を、小枝秀中南地域県民局地域農林水産部長に手渡しました。

小枝部長(右)へ要望書の提出



企業版ふるさと納税による寄附への感謝状贈呈式



感謝状を持つ田口本部長(右から2番目)と瀧瀬工場長(左)

アサヒビール株式会社とニッカウキスキー株式会社からの企業版ふるさと納税による寄附への感謝状贈呈式が7月4日に行われ、両企業からは、地域のりんご・シードル産業の更なる活性化のため、各500

万円、計1,000万円が寄附されました。

ニッカウキスキー(株)弘前工場は、令和2年度より、社会貢献活動の一環としてりんごの収穫ボランティアを実施しており、令和4年度にはアサヒビールグループの社員も参加しています。今年度は、寄附金を財源に、従来の収穫ボランティアを発展させた取り組みとして、10月から11月の農繁期に、弘前産りんごやシードル、観光のPRもあわせて行う援農ボランティアツアーを実施する予定です。

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます

相続によって不動産を取得した相続人は、その所有権の取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないこととされました。

相続登記の申請義務化は、すでに相続が発生し不動産の相続登記がなされていないものも対象となります。正当な理由がないのに義務に違反した場合、10万円以下の過料の適応対象となります。又、より簡易に相続登記の申請義務が履行できるように、相続人申告登記が新たに設けられます。

詳しくは、法務省ホームページを確認又は青森地方法務局登記部門までお問い合わせください。

◎法務省ホームページ「不動産を相続した方へ～相続登記・遺産分割を進めましょう～」

■問い合わせ先 青森地方法務局登記部門 (青森市長島一丁目3番5号青森第二合同庁舎)

☎017-776-6231 (音声案内2番)



朝夕の時間帯は特に警戒を!

クワンさん注意!!!

弘前市ヘルスアップル推進事業費補助金(お知らせ)

りんご生産者の健康の保持と増進を図るための取組、りんご生果を機能性表示食品とするための取組に係る経費の一部を補助します。

◆補助対象事業

- ①りんご生産者への健康啓発
 - ・健康講座の開催
 - ・健康測定器具及び健康器具を用いた活動
- ②りんご機能性評価分析等
 - ・りんご生果に対する機能性評価分析
 - ・消費者庁へ提出する機能性表示食品届出書類の作成



◆補助対象者

- ①…農業法人、農業協同組合、農産物流通事業者、農業者団体（※）
- ②…農業法人、農業協同組合、農産物流通事業者

※市内に住所を有するりんご生産者等が3者以上含まれる団体であって、地域りんご産業の維持及び発展に向けた活動を行うもの

◆補助金の額

補助対象経費の実支出額の合計額の2分の1に相当する額、又は50万円のいずれか少ない額以内の額。

※取組内容によっては補助事業の対象外となる場合があります。補助対象経費など詳細な要件や募集期間についてはお問い合わせください。

■問い合わせ先 りんご課企画推進係（市役所前川本館3階）
☎40-0482

りんご園等改植事業（令和5年秋植え分）

市では、りんごや特産果樹の改植事業を実施しています。令和5年秋植えにおいて補助事業の活用をお考えの方はお申し込みください。

◆申込期間 随時 ※事業内容の詳細は、農業ひろさき令和5年1月号又は市HPをご覧ください。くか、下記へお問い合わせください。



■問い合わせ・申込先 りんご課生産振興係（市役所前川本館3階）☎40-7105

農振除外申出10月31日締切

農地転用、その前に・・・

市では、農業振興のために利用・保全すべき土地を、『農用地区域』として設定しています。

この区域内の農用地を住宅用地や農業用施設用地（倉庫、資材置き場など）といった耕作以外の目的で使用する場合、市が設定している区域から除外するなどの手続きが必要となります。

10月31日を過ぎますと、次回分は、12月15日が締切となる予定です。

また、農振除外の手続きは、申出締切から約6ヶ月以上の期間を要しますので、早期の事業着工を予定している方はあらかじめご留意ください。

なお、受付・相談は、農用地の所在する各地区の担当課窓口で行っています。

■問い合わせ先

- 【弘前地区】農政課地域経営係（市役所前川本館3階）
☎40-7102
- 【岩木地区】総務課農林係（岩木庁舎1階）
☎82-1621
- 【相馬地区】総務課農林係（相馬庁舎1階）
☎84-2111



未経験者「初心者向け・学生向け」大歓迎！りんご研修会(着色管理・収穫編)

りんご生産における作業未経験者や初心者を対象に、着色管理や収穫の基礎的な技術研修会を次の日程で開催します。



	開催日	時間	定員
初心者向け	9月30日(土)	13:30～	各30名
	10月4日(水)	15:00	
学生向け	9月30日(土)	10:30～12:00	20名

- ◆集合場所 弘前市りんご公園「りんごの家」2階研修室（清水富田字寺沢）
- ◆内 容 りんごの着色管理・収穫の研修（作業DVDの視聴、実技研修）※各日とも内容は同じです。
- ◆対 象 者 初心者向け…弘前市内でのりんご補助作業に興味のある方、または就農を希望する方
学生向け…りんご作業に興味のある高校生、大学生等
- ◆講 師 青森県りんご協会職員、市内JA職員
- ◆参加費 無料
- ◆持ち物 飲み物、汗拭きタオル、作業用手袋、雨合羽（雨天時）
- ◆申込方法 開催日の2日前までに農政課までお申し込みください。（参加希望日、氏名、電話番号、りんご作業経験の有無をお知らせください）

※学生向けりんご研修会を受講した方には、りんごのプレゼントを予定しております。

りんご染展を開催します！

りんごの実、皮、枝葉を材料に、じっくり煮込んで仕上げたりんごならではの優しい色合いが楽しめる「りんご染」。りんご染に関する展示やりんご染商品の販売を行います。

◆日時 9月16日(土)～10月31日(火)
午前9時～午後5時

◆場所 弘前市りんご公園「りんごの家」

■問い合わせ先 りんご公園 ☎36-7439

※希望する方には託児サービスもあります。事前申込が必要ですので、託児サービスをご利用の場合は開催日の1週間前までにお申し込みください。

■問い合わせ先 農政課地域経営係（市役所前川本館3階）
☎40-7102 FAX32-3432
Eメール nousei@city.hirosaki.lg.jp

出稼ぎに行く皆さんへ ~商工労政課からのお知らせ~



①「出稼労働者手帳」を受け取りましょう

「出稼労働者手帳」は、出稼労働者としての身分証明書となるものです。出発前に、必ず受け取りましょう。

- ◆申請窓口 市役所市民課（市役所市民防災館1階）
岩木・相馬総合支所民生課、各出張所

②健康診断を受けましょう

出稼ぎ中の健康管理に役立てていただくため、出稼労働者を対象とした健康診断を指定医療機関で行っています。帰省中の出稼労働者も含めて、出発前には受診するようにしましょう。

- ◆受診料 3,800円
※受診料10,626円のうち、市が6,826円を負担します。
- ◆受診場所 市内63か所の医療機関
- ◆検査項目 既往歴及び業務歴の調査、自覚症状及び他覚症状の有無の検査、身長・体重・視力・聴力の検査、胸部X線検査、血圧測定、血液一般検査、代謝系検査、肝機能検査、血中脂質検査、尿検査、心電図検査の11項目
※受診の際には「出稼労働者手帳」をお持ちください。また、検査結果がわかるまでに数日かかる場合がありますので、余裕をもって受診しましょう。なお、診断の結果、治療が必要な場合の費用は自己負担となります。
- 問い合わせ先 商工労政課雇用支援係（市役所前川新館5階）☎35-1135

秋の農作業安全運動実施中

収穫作業が本格化するこれからの季節は、農作業事故が多くなります。

特に、りんご収穫時における高所からの転落や、コンバイン・トラクターなどの大型機械の下敷きとなる事故は、重大な結果につながる危険性がありますので、足元や地面の状況確認を十分に行うなど、無理のない作業を心がけましょう！

❖農作業安全のポイント！

- ①慣れた作業でも油断せず、注意して行いましょう。
- ②自分を過信せず、十分な休憩を取りましょう。
- ③一人での作業は避け、やむを得ず一人で行う場合は家族に作業場所を伝え、携帯電話を持ちましょう。

❖弘前市内での農作業事故の発生件数

- 令和2年 ⇒ 事故2件（うち死亡事故0件）
- 令和3年 ⇒ 事故6件（うち死亡事故3件）
- 令和4年 ⇒ 事故1件（うち死亡事故1件）



■問い合わせ先

農政課農産係（市役所前川本館3階）☎40-0504

ストップ！わら焼き

わら焼きにより発生する煙は、地域住民の健康を害したり、交通を妨げたりするなど、社会的に大きな問題となっており、農業のイメージダウンにつながります。また、水田へ還元される有機物が減少するため、水稻収量や土壌に対する影響が懸念されています。

水田へのすき込みや堆肥、家畜の飼料や敷きわらなど有効活用に努めましょう。

■問い合わせ先 農政課農産係（市役所前川本館3階）

☎40-0504

野焼き・不法投棄はやめましょう！

●野焼きをやめよう！

家庭や事業所から出たごみを、ドラム缶に入れて焼却したり、空き地や河川敷などで焼却したりする野焼きは、法律で禁止されています。また、悪臭や煙による近隣トラブルにつながるほか、ダイオキシン類などの有害物質を発生させるなど、健康への影響が心配されます。

野焼き禁止の例外として、農業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却は法律で禁止されておりませんが、むやみに焼却してよいというわけではありません。

また、農業用マルチなどのプラスチックやゴム・ビニールなどのごみの焼却は大量の煙やにおいが発生し、近隣の生活環境に支障をきたすことにもなりますので、ごみ処理業者に処理を依頼するなど適正な対応をお願いいたします。

■問い合わせ先 環境課資源循環係（市役所前川新館2階）

☎35-1130

●不法投棄をやめよう！

人目につかない山林や、空き地などにゴミを捨てる人がいます。不法投棄されたゴミにより、自然環境や景観が悪くなるだけでなく、元に戻すためには多くの労力と費用を要します。また、家庭ごみ集積所においても、市で収集しないごみを故意に捨てたり、農業に伴い排出されるごみ（事業系ごみ）を捨てる行為は不法投棄にあたる場合があります。

■問い合わせ先 環境課町田事業所（弘前地区環境整備センター管理棟2階）

☎32-1952

●重い罰則が科せられます！

不法投棄や野焼きは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、5年以下の懲役もしくは、1,000万円以下の罰金（法人は3億円）または、その両方の罰則が科せられます。

りんごの鳥害に対する防止対策について

これからりんごの収穫最盛期を迎えます。野鳥による食害の防止・軽減を図るための対策を紹介いたしますので、ご活用ください。

(1)食害を与える鳥の種類

- ※以下は食害を与える可能性のある代表的な鳥の例です。
- ・留鳥（年間を通して同じ場所に生息し、季節による移動をしない鳥）→カラス（ハシブトガラス・ハシボソガラス）、ヒヨドリ、ムクドリ、ヒガラ、シジュウカラなど
- ・渡り鳥 →アトリ、ツグミなど

(2)対策

【物理的な飛来対策】

◆糸やテグスによる対策

鳥が嫌う、ミシン糸や釣り用のテグスを枝に張る。カラスの場合は1桁程度以下の間隔で張り巡らすと効果があるようです。

【追い払い道具を使用時の対策】

◆反射材、防鳥テープによる対策

CDや鏡、防鳥テープなど、太陽光を反射する素材を枝にくくりつける。

◆忌避剤による対策

鳥が嫌う臭いを発するロープ等の忌避剤を設置する。

◆バードガードによる対策

鳥が嫌う鳴き声を発するバードガードを設置する。なお、バードガードは対応しない鳥種があるので、注意してください。

※これらは一時的には効果がありますが、日数の経過とともに慣れてしまい効果がなくなる場合があります。

道具の種類や設置場所、組み合わせを頻繁に変えるなど常に野鳥に「ここは変だぞ」と思わせる工夫が大切です。

【園地対策】

野鳥は落果実にも集まってくるので早めに除去する。

■問い合わせ先 りんご課生産振興係（市役所前川本館3階）

☎40-7105

